

③ 所得税額の控除に関する明細書

御注意

「1」から「5」までの「2」及び「3」の各欄並びに「7」から「11」までの「2」及び「3」の各欄は、法人の各事業年度（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度を除きます。）において、同法第33条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載します。

平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細					
区 分		収 入 金 額		①について課される 所 得 税 額	②のうち控除を受ける 所 得 税 額
		①	②	②	③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1	円		円	
公 社 債 の 利 子 等	2				
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配 及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	3				
集団投資信託（合同運用信託を除く。） の 収 益 の 分 配	4				
そ の 他	5				
計	6				
平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細					
区 分		収 入 金 額		①について課される 所 得 税 額	②のうち控除を受ける 所 得 税 額
		①	②	②	③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債 投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配 並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	7	円		円	
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配 及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	8				
集団投資信託（合同運用信託、 公社債投資信託及び公社債等運用 投資信託を除く。）の収益の分配	9				
割 引 債 の 償 還 差 益	10				
そ の 他	11				
計	12				
当 期 に お い て 控 除 を 受 け る 所 得 税 額 (6の③)+(12の③)					13 円